

水道設計積算システムサーバー機器購入仕様書

工務部工務総室
計画課管理計画係

1 業務名称

水道設計積算システムサーバー機器購入

2 対象機器

水道設計積算システムサーバーとは、水道設計積算システムが組み込まれているサーバーのことであり、水道設計積算システムの仕様は、別紙「水道設計積算システム仕様書」に記載のとおりである。

3 購入目的

甲府市上下水道局（以下「当局」という。）の職員が、設計積算業務の効率化や正確性を確保し、また、設計図面の標準化や技術的根拠に基づく耐震管路設計を行うために購入するものである。

4 納入場所

当局が契約及び運用しているデータセンター

5 納入期限

水道設計積算システムを、令和4年度より本格稼働していくため、操作研修及び試行期間（約2か月）を含め、期限日を令和4年3月31日とする。

ただし、機器等を供給する業者（以下「供給者」という。）の瑕疵等に起因しない理由による納期の遅延、延期については、事態が予見できる段階で当局に報告し協議すること。

6 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 水道設計積算システムサーバーの導入
- (2) 水道設計積算システムの各種設定調整作業
- (3) 水道設計積算システムの操作研修、各種報告書作成

7 業務手順

- (1) 十分な協議及び打合せの後に施行するものとする。
- (2) 供給者は、協議等を行ったときは議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

8 機器設置及び各種設定作業

別紙「水道設計積算システム仕様書」第6条、第7条及び第8条に記載のとおりである。

9 機器の保守等

別紙「水道設計積算システム仕様書」第5条（8）及び（9）に記載のとおりであり、令和4年4月1日より保守業務の契約を結ぶものとする。

10 個人情報の保護

供給者は、本業務を請け負うにあたり必要とされる個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 1 業務遂行上知り得た情報の取扱い

供給者は、本業務を請け負うにあたり知り得た情報等については、その一切を他に漏らしてはならない。

1 2 成果物（完了図書）

本業務の実施に伴い作成、納品される成果物等は、次のとおりとする。

なお、成果物の提出書類については、原則として日本産業規格A列4番縦置き、横書き、左綴じで、記述は日本語とし、専門用語には説明を付すこと。

また、成果物は、完了図書としてドッチ（チューブ）ファイル等に編綴し、本業務の完了後に設定変更・追加等をする必要が生じた場合（設計に修正があった場合も含む）に、その差分の内容を追加・差し替え可能な構成とすること。さらに、完了図書の電子データ（原則として、電子データはMicrosoft Word形式、Excel形式、PowerPoint形式またはPDFファイルとすること。）をCD-R等に収録した上、完了図書に1部添付して納品すること。

1 2. 1 完了図書 【2部】

- (1) 業務報告書（動作確認報告書、議事録を含む） 一式
- (2) システム設計書、システム運用手順書及びシステム操作手順書 一式
- (3) その他必要とされる書式、様式等

1 2. 2 成果品 【2部】

完了図書の内容を電子データ化し、CD-R等に収録したもの。

1 3 成果物の帰属

ソフトウェアの著作権は供給者に帰属するものとし、供給者は当局に使用权を認めるものとする。また、蓄積されるデータに関する所有権は当局に帰属するものとする。

1 4 成果物に対する責任

供給者は、本業務完了後といえども、不備あるいは誤りの指摘があった場合は、速やかに無償で修正しなければならない。

1 5 成果物の取扱い

供給者は、この業務によって知り得た秘密の事項については、その一切を他に漏らしてはならない。また、当局の許可なく成果品及び完了図書の複製、第三者への提供等を行ってはならない。

1 6 その他

本業務の履行にあたり問題等が生じた場合は、速やかに当局と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。

また、その他、本仕様書に定めのない事項について疑義等が生じた場合は、当局と供給者が誠意をもって協議し、決定するものとする。

1 7 参考図書

業務の履行にあたって供給者は、次の最新版図書等を参考に作業を行うものとする。

- (1) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）
- (2) 土木工事標準積算基準書（山梨県県土整備部発行）
- (3) 竣工図作成要領（甲府市上下水道局）

- (4) 経済産業省工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会発行）
- (5) 水道施設設計指針及び水道維持管理指針（日本水道協会発行）
- (6) 情報セキュリティ管理基準（経済産業省）
- (7) 情報システム安全対策基準（経済産業省）
- (8) 水道分野における情報セキュリティガイドライン（厚生労働省）
- (9) その他関係機関発行の関係図書
- (10) その他関連法令及び基準

以 上